

川崎市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における発達障害児者の支援体制を検討し、その整備を図るため、川崎市発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 発達障害児者の実態把握に関すること
- (2) 支援の現状と課題の整理に関すること
- (3) 発達障害児者支援のしくみの構築に関すること
- (4) 発達障害者支援センターの整備に関すること
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成員（以下「委員」という。）は別表のとおりとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員に事故があるときは、必要に応じて、その代表する組織の職員を代理出席させることができる。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集するものとし、必要に応じて随時開催する。

2 委員会は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、必要があると認められたときは、検討課題に応じて作業部会を設置することができる。作業部会の構成員は、委員の他、関係者も含めることができるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、「自閉症・発達障害支援センター設置等に係る検討会設置要綱」は廃止する。

付 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。